

市報第3号

横浜市国民健康保険条例の一部改正についての専決処分
報告

横浜市国民健康保険条例の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成30年3月30日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成30年5月22日提出

横浜市長 林 文子

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する

。

平成30年3月30日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第38号

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（平成30年度から平成35年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課総額等の特例）

- 19 平成30年度から平成35年度までの各年度における第12条の2、付則第3項の規定により読み替えて適用される第13条及び付則第10項の規定により読み替えて適用される第16条の2の規定の適用

については、第12条の2第1項第1号中「第29条の7第1項第1号」とあるのは「附則第5条第2項の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項第1号」と、同項第2号中「第29条の7第1項第2号」とあるのは「附則第5条第2項の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項第2号」と、同項第3号中「第29条の7第1項第3号」とあるのは「附則第5条第2項の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項第3号」と、付則第3項の規定により読み替えて適用される第13条各号列記以外の部分中「付則第3項」及び「同項」とあるのは「付則第19項の規定により読み替えられた、付則第3項」と、同項の規定により読み替えて適用される同条第1号イ中「第69条」とあるのは「附則第22条の規定により読み替えられた法第69条」と、「及び介護納付金」とあるのは「及び病床転換支援金等（法附則第22条の規定により読み替えられた法第69条に規定する病床転換支援金等をいう。以下同じ。）並びに介護納付金」と、「同条」とあるのは「法附則第22条の規定により読み替えられた法第69条」と、同項の規定により読み替えて適用される同号エ中「後期高齢者支援金等及び」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」と、同項の規定により読み替えて適用される同条第2号ア中「後期高齢者支援金等及び」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」と、同項の規定により読み替えて適用される同号イ中「第70条第1項」とあるのは「附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項」と、付則第10項の規定により読み替えて適用される第16条の2各号列記以外の部分中「付則第10項」とあるのは「付則第19項の規定により読み替えられた、

付則第10項」と、同項の規定により読み替えて適用される同条第1号中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参 考

横浜市国民健康保険条例（抜粋）

（上段 改正後）
（下段 改正前）

付 則

（第1項から第18項まで省略）

（平成30年度から平成35年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課総額等の特例）

- 19 平成30年度から平成35年度までの各年度における第12条の2、付則第3項の規定により読み替えて適用される第13条及び付則第10項の規定により読み替えて適用される第16条の2の規定の適用については、第12条の2第1項第1号中「第29条の7第1項第1号」とあるのは「附則第5条第2項の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項第1号」と、同項第2号中「第29条の7第1項第2号」とあるのは「附則第5条第2項の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項第2号」と、同項第3号中「第29条の7第1項第3号」とあるのは「附則第5条第2項の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項第3号」と、付則第3項の規定により読み替えて適用される第13条各号列記以外の部分中「付則第3項」及び「同項」とあるのは「付則第19項の規定により読み替えられた、付則第3項」と、同項の規定により読み替えて適用される同条第1号イ中「第69条」とあるのは「附則第22条の規定により読み替えられた法第69条」と、「及び介護納付金」とあるのは「及び病床転換支援金等（法附則第22条の規定により読み替えられた法第69条に規定する病床転換支援金等をいう。以下同じ。）並びに介護納付金」と、「同条」とあるのは「法附則

第22条の規定により読み替えられた法第69条」と、同項の規定により読み替えて適用される同号エ中「後期高齢者支援金等及び」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」と、同項の規定により読み替えて適用される同条第2号ア中「後期高齢者支援金等及び」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」と、同項の規定により読み替えて適用される同号イ中「第70条第1項」とあるのは「附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項」と、付則第10項の規定により読み替えて適用される第16条の2各号列記以外の部分中「付則第10項」とあるのは「付則第19項の規定により読み替えられた、付則第10項」と、同項の規定により読み替えて適用される同条第1号中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第4項省略)